方、生活保がい者認定 ※特例による単 生活保護被保護者、 60歳以上の方、6る単身者の入居 級までの 障

5月々 ④町税などの滞納が 満たす方となります。 次の①~⑦の条件をすべ 務場所がある方の現在、町内に住宅 世帯で15万8千 は 明ら )住宅に困窮して 族が 入居するにあたり、 入居申込資格者 な 持ち家と見なされ、 かな方 いる方 の収入(控除後)が入居 町内に住所または勤 場合があり (親と同居 いることが 円を超えな な ます) 同居親 の方 方

### 町営住宅(境団地)間取図 3 L D K

⑦入居決定となった つけられる方

住2名の連帯保証人を決定となった場合、町

員でない方

が

いる世帯は21

万4千

が暴力団

方(未就学児や障が

者等

員で、

	浴室 洗面所		>	ハ	P.S.				
	リビングダイニング			台所			玄関	押入	洋室(4.5畳)
				廊下					
	和室(6畳	)	押入	押入	入 和室(6畳)		图(6畳)		

みなさん

お願いします!!

## 人居候補者を決定します 争込・ 総務課 問 **23** 62 い合わせ先

#### ださ 記入・ ダ 務課で配布または 町指定の 選考方法 申込受付期間 ウ (所得証明書など) 町総務課 込者 月2日(月) 押印のう 口 の資格審査や居住現 まで $\wedge$ に必要事項を だは町HPより お え 必要な書 込み を添付

類似団体で比較し町の職員は、人口 人当たり 2番目に少 名となり、 現在で総務省が調査 5名を紹介 んに顔を覚えて つい 4 名 今年度の町職員数は1 ここでは、 ます 体別職員 0 職員が採用 Ó な 職員数では全国 します。 の状況」 成24年4月1 町職 町民のみなさ 職員数とな した人口 用 ただくため さ れ 0 ま L

況などから、

第三者に

よる

居者選考委員会の審議を経て



次町で

とおり、7

以降の

募集し

ます

方で、

2

7

の条件をすべれかに該当れ

る

揚者

 $\mathcal{O}$ 

13

営住宅

居

町民のみな さんから信頼され る職員になれるよ うに、日々一生懸 命業務に取り組み ます。

町民の

よろしく

町民のみなさ んの健康づくり のサポートができ るように頑張り ます。

11

ます

向上心を持つ て業務に臨み、少 しでも早く町民の みなさんのお力に なれるよう頑張り ます。

鏡石町の振興 のため、イベント が成功するよう 頑張ります。

税務町民課

主事 力丸 陽介

健康福祉課 保健師 伊藤 春奈

税務町民課 星 丞

産業課 山口 和佳

上下水道課 主事 中山 大輔

### 町民のみなさん に親しんでもらえ るように、元気よ く仕事をしていき ます!

町では町民の体力増進を目的に、半年券・年間券 の半額化を昨年から社会実験として実施しており、 好評をいただきましたので今年度も延長します。

たくさんのみなさまのご利用をお待ちしており ます。

#### ●実施期間

平成 26 年 4 月 1 日~平成 27 年 3 月 31 日まで ※対象は鏡石町民のみとなります。

#### ●申し込み方法

※申込先は、町民プール「すいすい」の受付窓 口となりますが、鏡石町民であることの確認の ため、免許証や保険証などの証明書の提示をお 願いします。

- ●休館日 毎週火曜日 (年末年始は火曜日も営業)
- ●問い合わせ先

町公民館 ☎ 62-2031 町民プール「すいすい」 262-1045



## 鏡石町地域防災計画改訂

東日本大震災を受けて、町防災計画が約10年振 りに改訂となりました。主に改訂されたものは、職 員の配備態勢を定めたものや高齢者や障がい者の支 援対策などです。

この計画は町の風水害、雪害、地震災害等に対処 するため、過去の大規模な災害の経験を教訓とし、 近年の防災をめぐる社会構造の変化等をふまえ総合 的な対策を定めたものです。

なお、町防災計画は今後広報かがみいしで計画内 容についてお知らせする予定です。また、防災計画 は町ホームページにも掲載予定ですので、是非ご覧 ください。

●問い合わせ先 総務課 ☎ 62-2111

### ● 町避難所一覧 ●

No.	施設名	No.	施設名		
1	久来石転作センター	9	鳥見山体育館		
2	笠石防災センター	10	鏡石町立鏡石中学校		
3	鏡石幼稚園	11	鏡石町公民館		
4	鏡石町立第一小学校	12	鏡石町立第二小学校		
5	仁井田多目的集会所	13	成田保健センター		
6	鏡田転作センター	14	さかい集会所		
7	鏡石保育所	15	鏡石町児童ふれあい交流施設**		
8	高久田多目的集会所	※児童ふれあい施設はH26.9月完成予定。			

# 税金の納め忘れありませんか?

税金の納付をうっかり忘れて、納期限を過ぎると、 督促状や催告書が送られるほか、本来納めるべき税 額のほかに、銀行の貸出金利よりも高い延滞金も納 めなければなりません。

また、滞納を放置しておくと、本人の意思にかか わらず財産(給与・預貯金・生命保険・不動産等) 調査や差押え等の滞納処分を受けることになりま す。

なお、滞納している方を対象に5月に訪問徴収 を予定しておりますので、納め忘れの税金等があ りましたら、お早めに役場や金融機関で納付して ください。

税金は、福祉・教育・土木事業など生活に身近な 行政活動の重要な財源となりますので、納期限内納 付にご協力をお願いいたします。

●問い合わせ先 税務町民課 ☎ 62-2114



町では、5月末日の出 納整理期限を控え、未 納町税の徴収整理を強 化します。

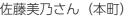
4月10日に福島地方法務局郡山支局において、 人権擁護委員の委嘱状交付式が行われました。町で は岡田輝夫さん(3期目)と佐藤美乃さん(2期目) に法務大臣からの委嘱状が交付されました。

お二人の任期は、平成26年4月1日から平成 29年3月31日までの3年間です。

人権擁護委員は、町民相談を担当するほか、人権 の考えを広める活動をしています。

今回再任された岡田さんは「仮設住宅や小・中学 校への訪問、町イベントでの啓発活動をとおして、 人権意識を高めるために活動してきました。今後は 高齢者や障害者に対する人権啓発にも尽力したい。」 と話していました。







岡田輝夫さん(鏡沼)